

令和 7 年度当初予算

地方消費税交付金の増収分の使途について

消費税については、平成 26 年 4 月 1 日に 5 % から 8 % に引き上げとなり、このうち地方消費税は 1 % から 0.7 % 引き上げられ、1.7 % となりました。

その後、令和元年 10 月 1 日には 8 % から 10 % に引き上げとなり、このうち地方消費税は 1.7 % から 0.5 % 引き上げられ、2.2 % となりました。

平成 26 年の引き上げに伴う 0.7 % と、令和元年の引き上げに伴う 0.5 % を合わせた 1.2 % の増収分は、地方税法の規定により、全額を社会保障費に充てるとされています。

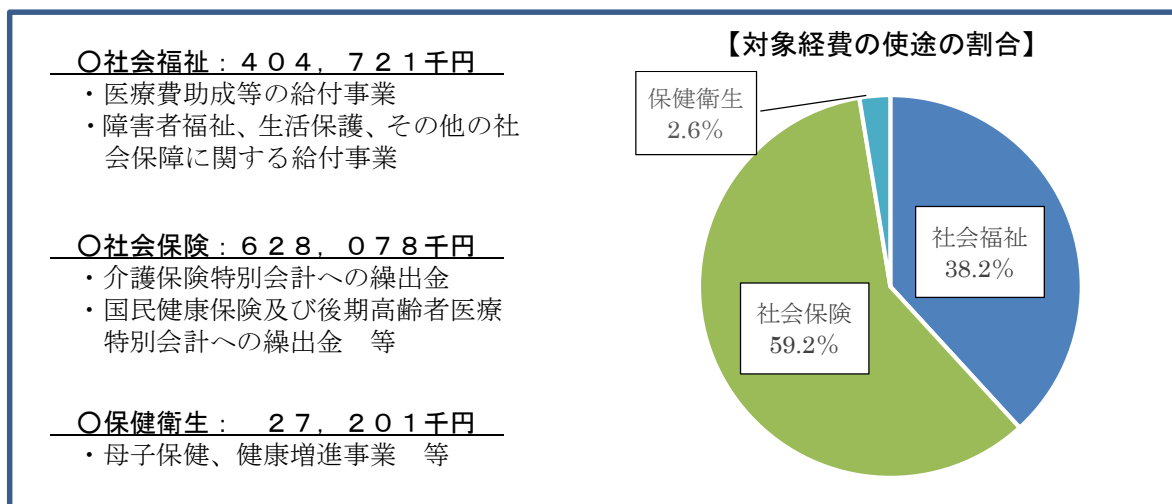
(1) 対象額

地方消費税交付金の増収額分 1,060,000 千円

※令和 7 年度は、地方消費税交付金見込額 1,950,000 千円のうち、2 分の 12 が社会保障財源として社会保障費に充てられます。

(2) 対象経費

地方消費税交付金の増収額分（市町村交付金を含む。）については、地方税法において「消費税法第 1 条第 2 項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」とされています。



※上記経費については、当初予算編成時の集計によるものであり、今後事業費の確定等により変動する可能性があります。